## 【所得段階別保険料率】第9期介護保険事業計画(令和6年度から令和8年度まで)

\*

下線は8期との変更箇所

所得段階	対象者	保険料率	第1号被保険者保険料	
			(月額)	(年額)
第1段階	<ul> <li>・生活保護を受給している方</li> <li>・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方</li> <li>・市民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額※1の合計額が80万円以下の方</li> </ul>	0. 285 ( <u>0. 455</u> *2)	<u>1,510.<sup>50</sup> 円</u> ( <u>2,411.<sup>50</sup> 円</u> *2)	<u>18, 120 円</u> ( <u>28, 930 円</u> *²)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金 収入額と合計所得金額*1 の合算額が 80 万円を超え 120 万円以下の方	0. 485 ( <u>0. 685</u> **2)	<u>2,570.<sup>50</sup> 円</u> ( <u>3,630.<sup>50</sup>円</u> *2)	30,840 円 ( <u>43,560 円</u> *²)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金 収入額と合計所得金額 <sup>※1</sup> の合算額が 120万円を超える方	0. 685 (0. 690**2)	3,630. <sup>50</sup> 円 ( <u>3,657.<sup>00</sup>円</u> *2)	<u>43,560 円</u> ( <u>43,880 円</u> **2)
第4段階	本人が市民税非課税で、課税年金収入 額と合計所得金額 <sup>※1</sup> の合算額が 80 万 円以下で、課税者と同居の方	0. 90	<u>4,770.<sup>00</sup> 円</u>	57, 240 円
第5段階	本人が市民税非課税で、課税年金収入 額と合計所得金額 <sup>※1</sup> の合算額が 80 万 円を超え、課税者と同居の方	1.00 【基準額】	5, 300. <sup>00</sup> 円	63,600 円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満の方	1. 20	<u>6,360.<sup>00</sup> 円</u>	76, 320 円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	1. 30	<u>6,890.<sup>00</sup> 円</u>	82,680 円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	1. 50	<u>7,950. <sup>∞</sup> 円</u>	95,400 円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 320 万円以上 <u>420 万円</u> 未満の方	<u>1. 70</u>	9,010. <sup>00</sup> 円	108,120 円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の方	1.90	<u>10,070.<sup>00</sup> 円</u>	120,840 円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の方	2. 10	<u>11,130.<sup>00</sup> 円</u>	133,560 円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の方	2.30	12, 190. <sup>00</sup> 円	146, 280 円
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 720 万円以上の方	<u>2. 40</u>	12,720.00 円	152,640 円

<sup>※1</sup> 第1から第5段階においては、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除する。

<sup>※2</sup> 括弧内は、公費負担軽減前の率

## 参考【所得段階別保険料率】第8期介護保険事業計画(令和3年度から令和5年度まで)

※ 下線は9期との変更箇所

所得段階	対象者	保険料率	第1号被保険者保険料	
			(月額)	(年額)
第1段階	<ul> <li>・生活保護を受給している方</li> <li>・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方</li> <li>・市民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額<sup>※1</sup>の合計額が80万円以下の方</li> </ul>	$\frac{0.3}{(0.50^{*2})}$	<u>1,545.<sup>00</sup> 円</u> ( <u>2,577.<sup>00</sup>円</u> *2)	<u>18,540 円</u> ( <u>30,900 円</u> *²)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金 収入額と合計所得金額 <sup>※1</sup> の合算額が 80 万円を超え 120 万円以下の方	0.5 (0.625**2)	<u>2,575.<sup>00</sup> 円</u> ( <u>3,218.<sup>75</sup>円</u> *2)	<u>30,900 円</u> ( <u>38,620 円</u> *²)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金 収入額と合計所得金額 <sup>※1</sup> の合算額が 120万円を超える方	$\frac{0.7}{(0.75^{*2})}$	<u>3,605. <sup>00</sup> 円</u> ( <u>3,862. <sup>50</sup> 円</u> <sup>※2</sup> )	<u>43, 260 円</u> ( <u>46, 350 円</u> *²)
第4段階	本人が市民税非課税で、課税年金収入 額と合計所得金額 <sup>※1</sup> の合算額が 80 万 円以下で、課税者と同居の方	0.90	<u>4,635.<sup>00</sup> 円</u>	55,620 円
第5段階	本人が市民税非課税で、課税年金収入 額と合計所得金額 <sup>※1</sup> の合算額が 80 万 円を超え、課税者と同居の方	1.00 【基準額】	<u>5, 150. <sup>00</sup> 円</u>	61,800 円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 120万円未満の方	1. 20	<u>6, 180. <sup>00</sup> 円</u>	74, 160 円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 120万円以上 210万円未満の方	1. 30	<u>6,695. <sup>00</sup> 円</u>	80,340 円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 210万円以上320万円未満の方	1. 50	<u>7,725. <sup>00</sup> 円</u>	92,700 円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 320万円以上 <u>370万円</u> 未満の方	<u>1. 625</u>	<u>8,368.<sup>75</sup> 円</u>	100,420 円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 370万円以上の方	<u>1.75</u>	<u>9,012. <sup>50</sup> 円</u>	108, 150 円

<sup>※1</sup> 第1から第5段階においては、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除する。

<sup>※2</sup> 括弧内は、公費負担軽減前の率